

○建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する完了検査手数料

申請の区分		手数料の額 (単位：円)	申請 単位
建築物の区分	規模の区分		
一戸建ての住宅		～ 30以内	3,000
一戸建ての住宅 以外の住宅 (右欄の額を合算 ※)	住戸の部分の 申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1	3,000
		2以上～5以下	4,000
		6以上～10以下	10,000
		11以上～25以下	15,000
		26以上～50以下	23,000
		51以上～100以下	36,000
		101以上～200以下	39,000
		201以上～300以下	42,000
		301以上	77,000
	共用部分の 床面積の合計 (区分単位：㎡)	～ 30以内	2,000
		30超～100以内	2,000
		100超～200以内	3,000
		200超～500以内	5,000
		500超～1,000以内	10,000
		1,000超～2,000以内	15,000
		2,000超～10,000以内	36,000
		10,000超～50,000以内	48,000
		50,000超～	88,000
	その他の部分の 床面積の合計 工場等の用途に供する 部分を除いた部分 (区分単位：㎡)	～ 30以内	2,000
		30超～100以内	2,000
		100超～200以内	3,000
		200超～500以内	5,000
		500超～1,000以内	10,000
		1,000超～2,000以内	15,000
		2,000超～10,000以内	36,000
		10,000超～50,000以内	48,000
		50,000超～	88,000
	その他の部分の 床面積の合計 工場等の用途に供する 部分 (区分単位：㎡)	～ 30以内	1,000
30超～100以内		1,000	
100超～200以内		1,000	
200超～500以内		1,000	
500超～1,000以内		2,000	
1,000超～2,000以内		3,000	
2,000超～10,000以内		4,000	
10,000超～50,000以内		6,000	
50,000超～		6,000	
その他の建築物 (非住宅部分であって、工場等 の用途に供する部分を除いた部分) (区分単位：㎡)	～ 30以内	2,000	
	30超～100以内	2,000	
	100超～200以内	3,000	
	200超～500以内	5,000	
	500超～1,000以内	10,000	
	1,000超～2,000以内	15,000	
	2,000超～10,000以内	36,000	
	10,000超～50,000以内	48,000	
	50,000超～	88,000	
その他の建築物 (工場等の用途に供する部分) (区分単位：㎡)	～ 30以内	1,000	
	30超～100以内	1,000	
	100超～200以内	1,000	
	200超～500以内	1,000	
	500超～1,000以内	2,000	
	1,000超～2,000以内	3,000	
	2,000超～10,000以内	4,000	
	10,000超～50,000以内	6,000	
	50,000超～	6,000	

件

★ 建築物1棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請してください。

※各区分のうち該当部分がない場合(0㎡)は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※複数棟認定の場合は、各棟の額を合算してください。